



国空航第1623号
平成29年11月2日

公益社団法人日本航空機操縦士協会 会長 殿

国土交通省航空局安全部運航安全課長



トランプ・アメリカ合衆国大統領一行の来日に伴う協力依頼について

平成29年11月5日から7日の日程でトランプ・アメリカ合衆国大統領が来日する予定となっているところ、同大統領をはじめとする関係者の安全と諸行事の円滑な遂行を確保するため、警察庁からの警備協力を要望されているところです。

つきましては、来日期間中における下記事項についてのご理解・御協力を賜りますよう貴会傘下の会員へ周知願います。

記

1 飛行自粛等に関する航空情報（ノータム）を踏まえた適切な運航

警察当局からの要請に基づき、別添1のとおり小型航空機の飛行自粛等を要請する航空情報（ノータム）を発出したので、同内容を踏まえ適切に運航すること。なお、飛行自粛等の対象となる小型航空機には、滑空機、超軽量動力機、落下傘降下を伴う航空機等も含まれることに留意すること。

また、航空機に対する通信設定を要請するものなど、今後とも航空情報（ノータム）を発出予定であるところ、引き続き航空情報（ノータム）の発出状況を十分に確認し、その内容を踏まえ、適切に運航すること。

2 小型無人機等飛行禁止法に基づく指定区域上空の飛行禁止

「国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成二十八年法律第九号）」（以下「小型無人機等飛行禁止法」という。）の規定に基づく外務省告示（別添2）により、横田飛行場、霞ヶ関カンツリー

倶楽部、赤坂プレス・センター、帝国ホテル及び迎賓館並びにその周辺地域が飛行禁止区域として指定された。これにより、小型無人機、操縦装置を有する気球、ハングライダー（原動機を有するものを含む）、パラグライダー（原動機を有するものを含む）等による同区域上空の飛行は禁止されるところ、法令遵守に万全を期すこと。

なお、小型無人機等飛行禁止法の概要及び飛行禁止区域の詳細については、以下のホームページを参照すること。

（外務省ホームページ）

http://www.mofa.go.jp/mofaj/ms/po/page22_002890.html

（警察庁ホームページ）

<https://www.npa.go.jp/bureau/security/kogatamujinki/index.html>

以上



NOTAM Detail

DATE: 11/02/2017 09:52

KEYS: LOCATION: RJTT

PERIOD: [17/11/05 00:00] -[17/11/07 00:00]

SCOPE: A,E,W,AE,AW,EW

New :Issued within 24 hours  :Urgent [to AIP-SUP](#) :Linked AIP-SUP

New

020945 RJAANYX
(4414/17 NOTAMN
Q)RJJJ/QRCA/IV/BO/AW/000/030/3542N13930E014
A)RJTT B)1711050030 C)1711070100
E)ALL SMALL VFR ACFT ARE REQUESTED TO AVOID FLYING THE FLW AREA
AS FAR AS POSSIBLE IN ORDER TO PREVENT AN UNSAFE CONGESTION OF
ACFT AND TO SECURE THE VIP.

1.PERIOD : 1711050030/1711050830
AREA : WI 1000M BOTH SIDE ALONG FLW EXPRESSWAY
A)METROPOLITAN INTERCITY EXPRESSWAY (FM AKIRUNO TO OME)
B)CHUO EXPRESSWAY (FM HACHIOJI JCT TO TAKAIDO)
C)METROPOLITAN EXPRESSWAY
ROUTE4/SHINJYUKU LINE (FM EIFUKU TO MIYAKEZAKA JCT)
INNER CIRCULAR ROUTE
(FM MIYAKEZAKA JCT TO ICHINOHASHI JCT)
ROUTE3/SHIBUYA LINE (FM TAKAGICHO TO TANIMACHI JCT)

2.PERIOD : 1711060030/1711060250 1711060410/1711060630
AREA : WI 1000M BOTH SIDE ALONG METROPOLITAN EXPRESSWAY
A)ROUTE4/SHINJYUKU LINE (FM EIFUKU TO MIYAKEZAKA JCT)
B)INNER CIRCULAR ROUTE
(FM MIYAKEZAKA JCT TO ICHINOHASHI JCT)
C)ROUTE3/SHIBUYA LINE (FM TAKAGICHO TO TANIMACHI JCT)

3.PERIOD : 1711062130/1711070100
AREA : WI 1000M BOTH SIDE ALONG FLW EXPRESSWAY
A)METROPOLITAN INTERCITY EXPRESSWAY
(FM AKIRUNO TO HACHIOJI JCT)
B)CHUO EXPRESSWAY (FM HACHIOJI JCT TO TAKAIDO)
C)METROPOLITAN EXPRESSWAY
ROUTE4/SHINJYUKU LINE (FM EIFUKU TO MIYAKEZAKA JCT)
INNER CIRCULAR ROUTE
(FM MIYAKEZAKA JCT TO ICHINOHASHI JCT)
ROUTE3/SHIBUYA LINE (FM TAKAGICHO TO TANIMACHI JCT)

TO BE CONTINUED
F)SFC G)3000FT AMSL)

Contact us | Policy

All Rights Reserved. Copyright©2008, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism





NOTAM Detail

DATE: 11/02/2017 10:00

KEYS: LOCATION: RJTT

PERIOD: [17/11/05 00:00] -[17/11/07 00:00]

SCOPE: A,E,W,AE,AW,EW

New :Issued within 24 hours  :Urgent [to AIP-SUP](#) :Linked AIP-SUP

New

020955 RJAAYNYX

(4415/17 NOTAMN

Q)RJJJ/QRTCA/IV/BO/AW/000/030/3542N13930E014

A)RJTT B)1711050030 C)1711070100

E)CONTINUED FM 4414/17

4.PERIOD : 1711050600/1711050830 1711062130/1711070100

AREA : WI A RADIUS OF 1000M FM HARDY BARRACKS
(353944.73N1394326.23E)

5.PERIOD : 1711050730/1711070100

AREA : WI A RADIUS OF 1000M FM IMPERIAL HOTEL
(354020.65N1394526.23E)

6.PERIOD : 1711050930/1711051230

AREA : WI A RADIUS OF 1000M FM GINZA-UKAI-TEI
(354004.90N1394601.40E)

7.PERIOD : 1711052300/1711060130

AREA : WI A RADIUS OF 1000M FM EMBASSY OF THE UNITED STATES
(354007.04N1394435.47E)

8.PERIOD : 1711060100/1711060300

AREA : WI A RADIUS OF 1000M FM THE IMPERIAL PALACE
(354101.68N1394515.70E)

9.PERIOD : 1711060140/1711060630 1711060930/1711061230

AREA : WI A RADIUS OF 1000M FM THE AKASAKA PALACE
(354049.82N1394343.53E)

10.PERIOD: 1711050100/1711050900

AREA : A)WI 1000M OUTSIDE OF KASUMIGASEKI COUNTRY CLUB PREMISES
(355354N1392418E)

B)WI 1000M BOTH SIDE ALONG METROPOLITAN INTERCITY
EXPRESSWAY(FM OME IC TO SAYAMAHIDAKA IC)

C)WI 1000M BOTH SIDE ALONG PREFECTURAL ROAD ETC.
(FM SAYAMAHIDAKA IC TO KASUMIGASEKI COUNTRY CLUB)

EXC : 1)JAPAN SELF DEFENCE FORCE(AIR, MARITIME, GROUND) ACFT

2)ACFT WITH PRIOR COORDINATION WITH

SAITAMA PREFECTURAL POLICE

TEL:048-832-0110 (EXTENSION 5752-5753)

TO BE CONTINUED

F)SFC G)3000FT AMSL)

Contact us | Policy

All Rights Reserved. Copyright©2008, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism





NOTAM Detail

DATE: 11/02/2017 10:00

KEYS: LOCATION: RJTT

PERIOD: [17/11/05 00:00] -[17/11/07 00:00]

SCOPE: A,E,W,AE,AW,EW

New :Issued within 24 hours  :Urgent [to AIP-SUP](#) :Linked AIP-SUP

New

020955 RJAAYNYX
 (4415/17 NOTAMN
 Q)RJJJ/QRCA/IV/BO/AW/000/030/3542N13930E014
 A)RJTT B)1711050030 C)1711070100
 E)CONTINUED FM 4414/17

4.PERIOD : 1711050600/1711050830 1711062130/1711070100
 AREA : WI A RADIUS OF 1000M FM HARDY BARRACKS
 (353944.73N1394326.23E)

5.PERIOD : 1711050730/1711070100
 AREA : WI A RADIUS OF 1000M FM IMPERIAL HOTEL
 (354020.65N1394526.23E)

6.PERIOD : 1711050930/1711051230
 AREA : WI A RADIUS OF 1000M FM GINZA-UKAI-TEI
 (354004.90N1394601.40E)

7.PERIOD : 1711052300/1711060130
 AREA : WI A RADIUS OF 1000M FM EMBASSY OF THE UNITED STATES
 (354007.04N1394435.47E)

8.PERIOD : 1711060100/1711060300
 AREA : WI A RADIUS OF 1000M FM THE IMPERIAL PALACE
 (354101.68N1394515.70E)

9.PERIOD : 1711060140/1711060630 1711060930/1711061230
 AREA : WI A RADIUS OF 1000M FM THE AKASAKA PALACE
 (354049.82N1394343.53E)

10.PERIOD: 1711050100/1711050900
 AREA : A)WI 1000M OUTSIDE OF KASUMIGASEKI COUNTRY CLUB PREMISES
 (355354N1392418E)
 B)WI 1000M BOTH SIDE ALONG METROPOLITAN INTERCITY
 EXPRESSWAY(FM OME IC TO SAYAMAHIDAKA IC)
 C)WI 1000M BOTH SIDE ALONG PREFECTURAL ROAD ETC.
 (FM SAYAMAHIDAKA IC TO KASUMIGASEKI COUNTRY CLUB)

EXC : 1)JAPAN SELF DEFENCE FORCE(AIR, MARITIME, GROUND) ACFT
 2)ACFT WITH PRIOR COORDINATION WITH
 SAITAMA PREFECTURAL POLICE
 TEL:048-832-0110(EXTENSION 5752-5753)

TO BE CONTINUED
 F)SFC G)3000FT AMSL)

Contact us | Policy

All Rights Reserved. Copyright©2008, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism



七 迎賓館周辺地域

期 間	地 域	期 間	対象外国公館等の所在地	対象外国公館等の区域	対象外国公館等に 係る対象施設周辺 地域
平成二十九年十一月六日	東京都千代田区 東京都港区 東京都新宿区 紀尾井町（四番から七番）、麹町六丁目 元赤坂一丁目、元赤坂二丁目 四谷一丁目、若葉一丁目（十番から二十四番）、若葉三丁目、南元町	平成二十九年十一月五日から平成二十九年十一月七日まで	東京都福生市 大字福生二五二番地	東京都福生市 大字福生二五二番地（次の図面に示す部分に限る。）	次に掲げる点を 順次に結んだ線 及び一に掲げる 点と十に掲げる 点とを結んだ線 により囲まれた 区域
					一 北緯三十五度四十六分十八秒、東経百三十九度二十分五十九秒の点 二 北緯三十五度四十六分十八秒、東経百三十九度二十分四十一秒の点 三 北緯三十五度四十六分三十五秒、東経百三十九度二十分四十四秒の点 四 北緯三十五度四十五分十三秒、東経百三十九度十九分四十五秒の点 五 北緯三十五度四十三分三十二秒、東経百三十九度二十分二十四秒の点 六 北緯三十五度四十三分十七秒、東経百三十九度二十分四十四秒の点 七 北緯三十五度四十三分十七秒、東経百三十九度二十分五十二秒の点 八 北緯三十五度四十三分三十八秒、東経百三十九度二十一分二十七秒の点 九 北緯三十五度四十四分二秒、東経百三十九度二十一分三十六秒の点 十 北緯三十五度四十三分五十六秒、東経百三十九度二十二分十三秒の点

○外務省告示第三百七十号

アメリカ合衆国大統領一行の来日に際し、国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成二十八年法律第九号）第五条第一項、第二項及び第三項の規定に基づき、対象外国公館等及び当該対象外国公館等の敷地又は区域並びに当該対象外国公館等に係る対象施設周辺地域を次のとおり指定する。

平成二十九年十一月二日
横田飛行場

外務大臣 河野 太郎

期 間	地 域	期 間	対象外国公館等の所在地	対象外国公館等の区域	対象外国公館等に 係る対象施設周辺 地域
平成二十九年十一月五日から平成二十九年十一月七日まで	埼玉県川越市 大字笠幡三三九八	平成二十九年十一月五日から平成二十九年十一月七日まで	埼玉県川越市 大字笠幡三三九八	埼玉県川越市 大字笠幡三三九八（次の図面に示す部分に限る。）	次に掲げる点を 順次に結んだ線 及び一に掲げる 点と十に掲げる 点とを結んだ線 により囲まれた 区域
					一 北緯三十五度五十四分三十五秒、東経百三十九度二十四分五十七秒の点 二 北緯三十五度五十四分三十七秒、東経百三十九度二十四分三十九秒の点 三 北緯三十五度五十四分二十一秒、東経百三十九度二十四分五十五秒の点 四 北緯三十五度五十四分十秒、東経百三十九度二十三分四十六秒の点 五 北緯三十五度五十三分四十三秒、東経百三十九度二十三分二十八秒の点 六 北緯三十五度五十三分十五秒、東経百三十九度二十三分四十三秒の点 七 北緯三十五度五十三分十八秒、東経百三十九度二十三分五十九秒の点 八 北緯三十五度五十三分三十四秒、東経百三十九度二十四分十五秒の点 九 北緯三十五度五十三分三十五秒、東経百三十九度二十四分二十九秒の点 十 北緯三十五度五十三分五十三秒、東経百三十九度二十五分一秒の点

備考
「次の図面」は省略し、その図面を外務省に備え置いて縦覧に供する。

二 霞ヶ関カンツリー倶楽部

期 間	地 域	期 間	対象外国公館等の所在地	対象外国公館等の区域	対象外国公館等に 係る対象施設周辺 地域
平成二十九年十一月五日から平成二十九年十一月七日まで	東京都港区 六本木七丁目二十三番	平成二十九年十一月五日から平成二十九年十一月七日まで	東京都港区 六本木七丁目二十三番	東京都港区 六本木七丁目二十三番（次の図面に示す部分に限る。）	次に掲げる点を 順次に結んだ線 及び一に掲げる 点と十に掲げる 点とを結んだ線 により囲まれた 区域
					一 北緯三十五度五十四分三十五秒、東経百三十九度二十四分五十七秒の点 二 北緯三十五度五十四分三十七秒、東経百三十九度二十四分三十九秒の点 三 北緯三十五度五十四分二十一秒、東経百三十九度二十四分五十五秒の点 四 北緯三十五度五十四分十秒、東経百三十九度二十三分四十六秒の点 五 北緯三十五度五十三分四十三秒、東経百三十九度二十三分二十八秒の点 六 北緯三十五度五十三分十五秒、東経百三十九度二十三分四十三秒の点 七 北緯三十五度五十三分十八秒、東経百三十九度二十三分五十九秒の点 八 北緯三十五度五十三分三十四秒、東経百三十九度二十四分十五秒の点 九 北緯三十五度五十三分三十五秒、東経百三十九度二十四分二十九秒の点 十 北緯三十五度五十三分五十三秒、東経百三十九度二十五分一秒の点

備考
「次の図面」は省略し、その図面を外務省に備え置いて縦覧に供する。

三 赤坂プレス・センター

五 迎賓館		四 帝国ホテル	
対象外国公館等の所在地	期間	対象外国公館等の所在地	期間
東京都港区 元赤坂二丁目一番	平成二十九年十一月五日から平成二十九年十一月七日まで	東京都千代田区 内幸町一丁目一番地	平成二十九年十一月五日から平成二十九年十一月七日まで
備考 一 「次の図面」は省略し、その図面を外務省に備え置いて縦覧に供する。 二 側端の一方のみがこの表の対象外国公館等に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路(道路交通法(昭和三十一年法律第五号)第二条第一項第一号に規定する道路をいう。以下同じ。)の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。 三 側端の少なくとも一方がこの表の対象外国公館等に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する公有水面の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。		備考 一 「次の図面」は省略し、その図面を外務省に備え置いて縦覧に供する。 二 側端の一方のみがこの表の対象外国公館等に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路(道路交通法(昭和三十一年法律第五号)第二条第一項第一号に規定する道路をいう。以下同じ。)の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。 三 側端の少なくとも一方がこの表の対象外国公館等に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する公有水面の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。	
対象外国公館等に 係る対象施設周辺 地域		対象外国公館等の 敷地	
東京都港区 南青山一丁目十八番から二十五番まで、南青山二丁目三十三番から三十五番まで、六本木六丁目二番から四番まで、六本木七丁目一番から十三番及び十五番から二十二番まで、西麻布一丁目一番から十五番まで、西麻布二丁目二番、四番から十七番まで及び二十四番、西麻布三丁目一番、二番及び十九番から二十四番まで		東京都千代田区 内幸町一丁目一番地(次の図面に示す部分に限る。)	
東京都中央区 銀座五丁目一番地から四番地まで、銀座六丁目二番地から六番地まで、銀座七丁目二番地から五番地まで及び銀座八丁目二番地から五番地まで		東京都千代田区 内幸町一丁目一番地(次の図面に示す部分に限る。)	
備考 一 「次の図面」は省略し、その図面を外務省に備え置いて縦覧に供する。 二 側端の一方のみがこの表の対象外国公館等に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路(道路交通法(昭和三十一年法律第五号)第二条第一項第一号に規定する道路をいう。以下同じ。)の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。 三 側端の少なくとも一方がこの表の対象外国公館等に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する公有水面の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。		備考 一 「次の図面」は省略し、その図面を外務省に備え置いて縦覧に供する。 二 側端の一方のみがこの表の対象外国公館等に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路(道路交通法(昭和三十一年法律第五号)第二条第一項第一号に規定する道路をいう。以下同じ。)の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。 三 側端の少なくとも一方がこの表の対象外国公館等に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する公有水面の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。	
対象外国公館等の 敷地		対象外国公館等に 係る対象施設周辺 地域	
東京都千代田区 内幸町一丁目一番地		東京都千代田区 内幸町一丁目一番地	

〇経済産業省告示第二百四十五号		〇経済産業省告示第二百四十四号	
番号	名称	災害名	指定の期間
5268	太陽合成株式会社	平成二十九年台風第二十一号による災害	平成二十九年十月二十一日から平成三十一年二月一日まで
211	香川県さぬき市昭和乙百七番地	三重県 伊勢市 度会郡 玉城町	平成二十九年十月二十一日から平成三十一年二月一日まで
備考 一 「次の図面」は省略し、その図面を外務省に備え置いて縦覧に供する。 二 側端の一方のみがこの表の対象外国公館等に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路(道路交通法(昭和三十一年法律第五号)第二条第一項第一号に規定する道路をいう。以下同じ。)の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。 三 側端の少なくとも一方がこの表の対象外国公館等に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する公有水面の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。		備考 一 「次の図面」は省略し、その図面を外務省に備え置いて縦覧に供する。 二 側端の一方のみがこの表の対象外国公館等に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路(道路交通法(昭和三十一年法律第五号)第二条第一項第一号に規定する道路をいう。以下同じ。)の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。 三 側端の少なくとも一方がこの表の対象外国公館等に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する公有水面の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。	
対象外国公館等の 敷地		対象外国公館等に 係る対象施設周辺 地域	
東京都千代田区 紀尾井町四番から七番まで及び麴町六丁目		東京都千代田区 紀尾井町四番から七番まで及び麴町六丁目	
東京都港区 元赤坂二丁目一番		東京都港区 元赤坂二丁目一番	
東京都千代田区 内幸町一丁目一番地		東京都千代田区 内幸町一丁目一番地	
備考 一 「次の図面」は省略し、その図面を外務省に備え置いて縦覧に供する。 二 側端の一方のみがこの表の対象外国公館等に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路(道路交通法(昭和三十一年法律第五号)第二条第一項第一号に規定する道路をいう。以下同じ。)の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。 三 側端の少なくとも一方がこの表の対象外国公館等に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する公有水面の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。		備考 一 「次の図面」は省略し、その図面を外務省に備え置いて縦覧に供する。 二 側端の一方のみがこの表の対象外国公館等に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路(道路交通法(昭和三十一年法律第五号)第二条第一項第一号に規定する道路をいう。以下同じ。)の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。 三 側端の少なくとも一方がこの表の対象外国公館等に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する公有水面の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。	
対象外国公館等の 敷地		対象外国公館等に 係る対象施設周辺 地域	
東京都千代田区 内幸町一丁目一番地		東京都千代田区 内幸町一丁目一番地	